平成30年度第1回高知県地域医療構想調整会議(安芸区域)

平成30年11月19日(月) 日本一の健康長寿県構想安芸地域推進協議会 終了後20:30まで 高知県安芸総合庁舎2階大会議室

会議次第

- 1 開会
- 2 報告事項
- (1) 平成29年度病床機能報告について
- (2) 地域医療構想の実現に向けた今後の方向性について
- (3) 地域医療介護総合確保基金について
- (4) その他(高知県東部地域医療確保対策協議会等における検討状況について)
- 4 閉会



平成30年度第1回地域医療構想調整会議安芸区域。資料

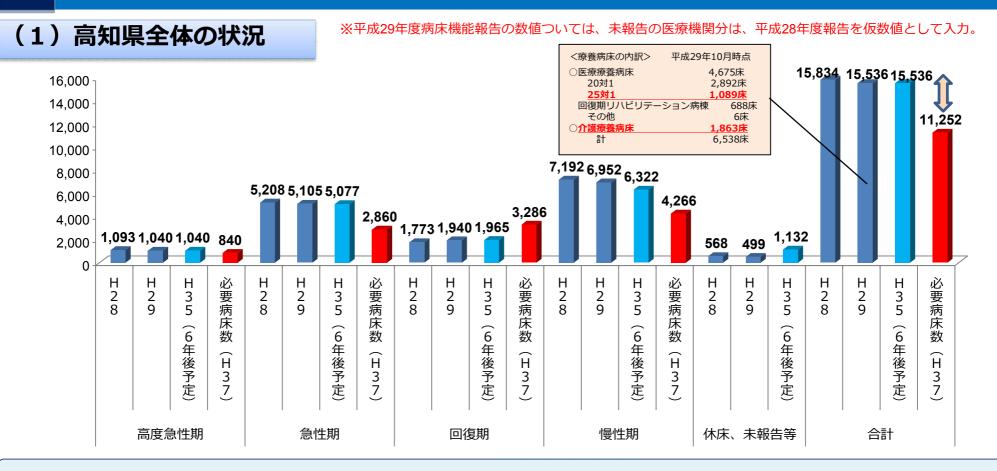
地域医療構想について 振り返り

- ▶ 団塊の世代が後期高齢者に移行する「平成37年(2025年)」における医療需要に見合った医療提供体制を確保するために、医療計画の一部として策定。 (高知県: 平成28年12月策定)
- 平成37年の医療需要と<u>患者の病態に応じた病床の必要量</u>(必要病床数)を推計。

4つの医療機能別(高度急性期、急性期、回復期、慢性期) + 在宅医療

- ▶ これらを国民全体で情報共有し、地域ごとの医療提供体制(病床の機能分化)を話し合う。
- 不足している機能は整備、過剰気味な機能は転換を模索し、可能な限り合意形成をめざす。(高知県は 不足:回復期 過剰:高度急性期、急性期、慢性期)
 - → 手段:地域医療構想調整会議 (高知県は、7つの区域で協議)
- 合意できない場合は知事権限もあるが、強制力はない。
 - ⇒ 行政主導の病床再編、病床削減計画ではない

平成29年度病床機能報告について



- ・H29病床機能報告については、前回と比較して大きな動きなし。
- ・高度急性期、急性期、慢性期については徐々ではあるが減少傾向。また、回復期は、徐々に増加傾向。
- ・報告におけるH35(6年後)の見込みについては、慢性期が介護医療院等への転換により減少の見込み。
- ・全体の病床数は、開設者の高齢化や後継者問題等による無床診療所への転換等により、徐々に減少。
- ・合計数の比較では、必要病床数より4,284 床多くなっているが、介護医療院等への転換が進むと減少する見込み。
- ・県全体の大きな流れは
- ① 療養病床(介護療養病床、医療療養2等)の介護医療院等への転換
- ② 急性期及び慢性期から回復期への転換

(2) 安芸区域の状況

运	市区町村施設名称		高度 急性期		高度 急性期		高度 急性期		高度 急性期		急性期			回復期			慢性期		<u>介護</u> 伊 移行	東、未回 <u>保険施設</u> <u>テ予定な</u> 135のみ	<u>等へ</u> ど		合計		うち療病床	医療療養	205		25対1	介護療養	回復リハ
			H28	H29	H35	H28	H29	H35	H28	H29	H35	H28	H29	H35	H28	H29	H35	H28	H29	H35		尔食	入院料 1	入院料 (経過 療 措置)	尔食	.,,,,					
	室戸市	室戸中央病院										96	96	96				96	96	96	96	60			60	36					
	室戸市	室戸病院(廃止)				50	0	0										50	0	0											
掮		高知県立あき総合病院				130	130	130	45	45	45							175	175	175											
15	安芸市	森澤病院										72	72	40			32	72	72	72	32	32		32							
	田野町	田野病院				42	42	42	42	42	42							84	84	84											
	芸西村	芸西病院										48	48	48				48	48	48	48	48	48								
	室戸市	三宅医院													3	3	3	3	3	3											
i	安芸市	EASTマリンクリニック				19	19	19										19	19	19											
猩	安芸市	矢の丸眼科				4	4	4										4	4	4											
月	奈半利町	はまうづ医院										19	19	19				19	19	19											
	芸西村	芸西オルソクリニック													6	6	6	6	6	6											
	安芸	医域合計 (A)	0	0	0	245	195	195	87	87	87	235	235	203	9	9	41	576	526	526	176	140	48	32	60	36	0				
	必	要病床数(B)		0			199			205			225						629												
	差	((A)-(B))	0	0	q	46	Δ 4	Δ4	Δ 118	Δ 118	Δ 118	10	10	△ 22				△ 53	Δ 103	Δ 103											

(※**留意事項**)一定、急性期の病棟にも回復期担っている病床があると推測される ため、**回復期が不足しているかさらに分析・整理が必要**

- ・安芸区域のH29病床機能報告については、室戸病院の廃止により必要病床数との差が拡大
- ・報告における H35(6年後)の見込みについては、一部で動きあり(慢性期→介護医療院)
- ※留意事項:病床機能報告と必要病床数(病床の必要量)は算出方法が異なるため、単純比較ができない。

病床機能報告: 主観的な区分(各医療機関の自主的な選択)=病棟を単位とした区分

必要病床数: 客観的な基準(医療資源投入量より算出) =日々の患者を単位とした区分

(3) 県全体での地域医療構想の実現に向けた病床転換の流れ

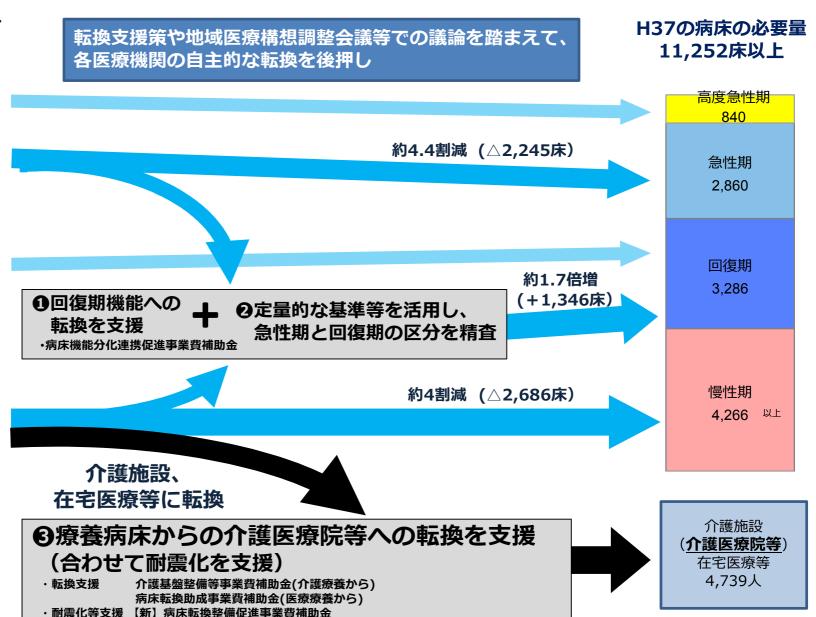
H29病床機能報告計 15,536床

高度急性期 1.040 急性期 5.105 回復期 1.940 慢性期 6,952 うち 〈療養病床〉 医療療養 4,675床 (20対1 2,892床) (25対1 1,089床)

介護療養 1,863床

休床等

499



地域医療構想の実現に向けた今後の方向性について

(1) 国からの通知(「地域医療構想の進め方について」のポイント)

地域医療構想調整会議の協議事項

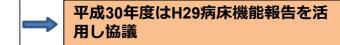
※ 平成30年2月7日付け医政地発0207第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知

【個別の医療機関ごとの具体的対応方針の決定への対応】

○ 都道府県は、毎年度、地域医療構想調整会議において合意した具体的対応方針をとりまとめること。

具体的対応方針のとりまとめには、以下の内容を含むこと。

- ① 2025年を見据えた構想区域において担うべき医療機関としての役割
- ② 2025年に持つべき医療機能ごとの病床数



- ⇒平成30年度以降の地域医療介護総合確保基金の配分に当たっては、具体的対応方針のとりまとめの進捗状況を考慮する。
- <u>公立病院、公的医療機関等は、「新公立病院改革プラン」「公的医療機関等2025プラン」を策定し、平成29年度中に協議</u>すること。
 - ⇒協議の際は、構想区域の医療需要や現状の病床稼働率、民間医療機関との役割分担などを踏まえ公立病院、公的病院でなければ担えない分野へ重点化されているかどうかについて確認すること。 協議が整わなければ繰り返し協議
- その他の医療機関のうち、担うべき役割を大きく変更する病院などは、今後の事業計画を策定し、速やかに協議すること。
- 上記以外の医療機関は、遅くとも平成30年度末までに協議すること。

【その他】

- 都道府県は、以下の医療機関に対し、地域医療構想調整会議へ出席し、必要な説明を行うよう求めること。
 - 病床が全て稼働していない病棟を有する医療機関・新たな病床を整備する予定の医療機関・開設者を変更する医療機関

地域医療構想調整会議での個別の医療機関の取組状況の共有

- 都道府県は、個別の医療機関ごと(病棟ごと)に、以下の内容を提示すること。
 - ①医療機能や診療実績 ②地域医療介護総合確保基金を含む各種補助金等の活用状況
 - ③公立病院・公的病院等について、病床稼働率、紹介・逆紹介率、救急対応状況、医師数、経営に関する情報など

地域医療構想調整会議の運営

- 〇 都道府県は、構想区域の実情を踏まえながら、年間スケジュールを計画し、年4回は地域医療構想調整会議を実施すること。
- 医療機関同士の意見交換や個別相談などの場を組合せながら、より多くの医療機関の主体的な参画が得られるよう進めること。



定量的な基準の導入

(平成30年8月16日追加通知)

平成30年度中に、地域の実情に応じた急性期、回復期を分類する「定量的な基準」を 医療関係者等の理解を得た上で導入すること

(2) 本県における今後の方向性と具体的な取組等について

く前提>

調整会議において、各種データから地域の実情や将来を把握した上で、各医療機関が自院の役割を再考し、自主的な機能分化を進めること、地域の医療機関同士が協議すること。

- → 行政主導の病床再編、病床削減計画ではない
- ○今後の方向性(論点)
 - ①療養病床から介護医療院等へのスムーズな転換(=在宅医療の受け手の確保)
 - ②急性期、回復期の過不足の整理

病床の必要量と病床機能報告との比較では、急性期の過剰、回復期の不足となっているが、 単純比較できないため、さらに分析・整理が必要

- ③むしろ、地域によって後継者問題等により病床を廃止する医療機関に留意
- ○具体的な取組
 - ◆<u>療養病床から介護医療院等への転換については、状況を注視しつつ、セミナーの開催等による</u> 先進事例の紹介や補助金等により転換を支援
 - ◆中核的な医療機関(公立・公的医療機関)の役割についてプランの議論を通じて明確化
 - ◆その他の医療機関についても、具体的な対応方針(H37の病床機能ごとの病床数等)を明確化
 - → 今年度はH29病床機能報告の6年後(H35)を活用し協議
 - ◆急性期の過剰、回復期の不足の分析・整理のため、「定量的な基準の導入」に向けた協議の実施
 - ◆回復期への転換は補助金により引き続き支援
 - ◆過剰な病床への転換を含む個別の転換の案件については、協議により随時判断
 - ◆非稼働病床の議論(公立、公的医療機関よりプランの協議において実施)

(3) 今後の地域医療構想調整会議のスケジュール等について

平成30年度からは、より深い議論を行うため、議題の特性により地域医療構想調整会議の協議体制を下記の2つに分割し開催する。

定例会議:「地域の実情を広く協議・共通認識を図る議題の場合など」

各福祉保健所で実施する「日本一の健康長寿県構想地域推進協議会」(一部は別会

議)等に合わせて開催予定。

随時会議: 「病床機能転換や増床等の利害調整に係る議題の場合など」

新たに委員に医療関係者を加え、必要に応じて開催予定。まずは、地域の中心的な

医療機関(公立、公的病院)の役割(プラン)について、協議を開始予定。

(スケジュール予定)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
地域	定例			1回目	●地域の写 ・病床機能報 ・随時の会調	8告等必要	な情報の共				● 地域の実情を広 図る ・病床機能報告等必 ・随時の会議の協議	多要な情報の	
医療構想調整							※平成3	じて随時開催 60年度は「新公 のため、11月			公的医療機関等2	2025プラン	7]
会議	時								・地域の医療 ・医療機関の[機関が担うべき 開設、増床等、	その利害関係に係る 主病床の機能に係る 非稼働病棟の再稼 議(基金の活用による	協議 働に係る協調	

地域医療介護総合確保基金について

基金の概要

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を展望すれば、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題。
- このため、消費税増収分を活用した新たな財政支援制度(地域医療介護総合確保基金) を創設し、各都道府県に設置。各都道府県は、 都道府県計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施。

(基金の対象となる事業区分) ※医療分

- I 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業(病床の機能分化・連携)
- Ⅱ 居宅等における医療の提供に関する事業(在宅医療の推進)
- Ⅲ 医療従事者の確保に関する事業(医療従事者等の確保・養成)

平成30年度の国の配分方針について

平成30年度予算については、前年度比30億円増の934億円(公費ベース)。

〈事業区分 I 〉

- ・平成29年度に引き続き重点配分(500億円以上)
- ・地域医療構想調整会議において調整を行い、具体的な整備計画が定まった事業を優先して配分額を調整

<事業区分Ⅱ及びⅢ>

- ・前年度比増額分の30億円については、原則として事業区分Ⅱ及びⅢへ配分
- ・平成29年度に引き続き、基金創設前まで国庫補助で実施してきた事業相当額を優先して配分額を調整

【参考】 (単位:千円)

事業区分	H30要望額 (当初)	H30要望額 (調整後) A	H30割当額 (内示) B	H30内示 不足額 A-B	過年度基金 充当額
I	193, 323	193, 323	193, 323	0	0
П	49, 546	49, 546	49, 546	0	0
Ш	790, 353	687, 291	682, 235	▲ 5,056	5, 056
計	1, 033, 222	930, 160	925, 104		5, 056

※事業区分Ⅲについては、内示割れが発生しており、財源が5,056千円不足しているため、過年度(H26~29)基金の執行残を充当して対応を行う。

地域医療介護総合確保基金による平成30年度計画予定事業一覧

事業区分Ⅰ(地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業)

					(単位:千円)
H30年度 新基金事業名	H30年度 県蔵出予算事業名	事業概要	H30年度 国への基金 積立要望額 (査定後)	H30年度 基金充当 予定額	担当課
病床機能分化促進事業 (H30~H32)	H27 病床機能分化促進事業費補助金 新規 (H30~H32)	回復期リハビリテーション病棟又は地域包括ケア病棟等の回復期機能として必要な病棟の新築、増改築、改修、備品の購入などを行う医療機関の支援を実施し、地域医療構想の推進を図る。	138,235	138,235 (192,738) 計 330,973	医療政策課 (地域医療担当)
病床機能分化·連携推進等体制整備事業 [H30県立大学提案事業]	H28 新規 退院支援事業委託料	高度急性期・回復期・在宅へとシームレスで継続した退院支援体制構築に向け、「急性期・回復期・在宅へとシームレスに移行する地域・病院・多職種協働型退院支援体制のフローシート及びガイドライン」を作成するとともに、その退院支援体制フローシートに基づいて退院支援を展開でさる人材育成を行う。また。地域を基盤に地域・病院・多職種協働型退院支援を展開し、かつ、地域の中で相談、教育が可能な人材(退院支援コーディネーター、各専門職)を育成する研修プログラムを充実するとともに研修を実施、評価を行い、有効な研修プログラムの体系化を図る。	13,950	13,950	医療政策課 (地域医療担当)
中山間地域等病床機能分化・連携体制整備事業	H27 新規 ②中山間地域等訪問看護師育成講座開設寄附金 ②中山間地域等訪問看護師育成事業費補助金	本事業は地域医療構想の実現に向けて回復期の病床機能分化を推進するため、訪問看護未経験者等を対象とし専門的な教育により地域 における医療機関間の連携や医療介護連携をコーディネートできる訪問看護師を育成し、地域における療養者の受け皿を増やすとともに病院 における退院調整支援に携わる人材の育成を図る。	41,138	41,138	医療政策課 (看護担当)
病床機能分化・連携推進のための転院 連携情報システム構築事業 [H29高知大学提案事業]	H29 新規 医療機関転院支援システム構築事業 H29~H31	地域医療構想を推進していく上で、病床の機能分化・連携が重要となってくるが、現実には患者の状態に応じた病床への転院は進んでいな し、したがって、県内の医療機関の医療機能、現在の空床状況や今後の空床予定を検索できることで、患者の病態に合った医療機関を把握 できるシステムを構築し、病院間での転院を促進し、病床機能分化を図る。		(29,974)	医療政策課 (地域医療担当)
地域連携ネットワーク構築事業	H27 新規 地域医療情報ネットワークシステム構築事業費補助金 H27~H31	地域医療構想の達成に向け必要となる病院・診療所間の切れ目のない医療情報連携を可能とするため、医療機関相互のネットワーク構築 を図ることができるよう、設備の整備に向けた検討を支援する。		(13,529)	医療政策課 (地域医療担当)
		小 計	193,323	193,323 (236,241) 11 429,564	

※上記の基金充当予定額のうち、()内の金額については、H29 年度までに国へ要望を行い、積み立てた基金を活用

事業区分Ⅱ(居宅等における医療の提供に関する事業)

ï	甾	付	÷	#	p

					(単位:十円)
H30年度 新基金事業名	H30年度 県撤出予算事業名	事業概要	H30年度 国への基金 積立要望額 (査定後)	H30年度 基金充当 予定額	担当課
訪問看護推進事業	旧国 訪問看護推進協議会経費	訪問看護推進協議会を設置し、訪問看護に関する課題及び対策の検討、訪問看護に関する研修等の計画及び実施について検討する。	307	307	医療政策課 (看護担当)
訪問看護師研修事業	再基 訪問看護師研修委託料	在宅移行を支援する看護師及び訪問看護管理者を対象に研修を行い、訪問看護師の確保及び質の向上、訪問看護ステーションの機能強化を図る。	1,486	1,486	医療政策課 (看護担当)
中山間地域等訪問看護体制強化·育成事業 【事業区分②⇒①⇒②へ】	H27 再基 中山間地域等訪問看護サービス確保対策事業費補助 金	本事業は、中山間地域等に居住する患者への訪問を行う訪問看護ステーションに対して、運営費を補助することで、中山間地域での在宅医療の維持・進展を図るとともに地域包括ケアシステムの確立を押し進め、命題である住み慣れた地域で在宅療養ができる環境の整備を推進する。	32,877	32,877	医療政策課 (看護担当)
医療従事者レベルアップ事業【事業区分 ②⇒①⇒②へ】	再基 医療従事者レベルアップ事業費	本事業は、医療従事者団体や病院等が実施する在宅医療に係る研修に対し、専門知識を持つ講師派遣を実施することにより、多職種の関係者に対して在宅医療への理解を促進し、よりよい追院支援や急要時の入院受入につなげ、病床の機能分化及び連携の推進に資することを目的としている。	700	700	医療政策課 (地域医療担当)
在宅歯科医療連携室整備事業	①在宅歯科医療連携推進事業委託料 (②在宅歯科医療連携室連営事業委託料 (中央部]	病気やけがで通院が困難な方が、在宅等で、適切な歯科治療及び歯科保健医療サービスを受けられるようにするため、「在宅歯科連携室」 を相談窓口として、訪問歯科診療を行う歯科医の紹介や、訪問歯科医療機器の貸し出し管理、多職種連携会議の開催等を行う。 ※再生基金と新基金の折半で事業実施していたが、全額、新基金とし、「在宅歯科医療従事者研修事業」も続合する。	9,089		健康長寿政策課 (よさこい健康プラ ン21)
在宅歯科医療連携室整備事業 【歯科医師会提案事業】	H29 新規 (2在宅歯科医療連携推進事業委託料 (2)在宅歯科医療連携室連営事業委託料 (サテライト帰多)	帽多圏域に在宅歯科連携室のサテライトを設置し、訪問診療のサービス調整等の機能を有する口腔ケアチームの組織化を進め、訪 問診療体制の構築支援を図る。	5,087		健康長寿政策課 (よさこい健康プラ ン21)
		小、計	49.546	49.546	

						(単位:千円
H30年度 新基金事業名		H30年度 果歲出予算事業名	本業板要	H30年度 国への基金 積立要望額 (査定後)	H30年度 基金充当 予定額	担当課
地域医療支援センター 運営事業	再基	①地域医療再生事業委託料 ②高知家総合診療専門研修費補助金 ③地域医療再生事業費補助金 [※下記、旧国庫補助金分と重複]	医師不足病院への医師の配置等を行うとともに、若手医師のキャリア形成支援による県内定着の促進や、県外からの医師の招聘により、 地域医療の確保を図る。	264,745	264,745	医師確保·育成支 援課
	旧国	地域医療支援センター運営事業委託料 [※上記、再生基金事業と重複]		7,000	7,000	医師確保·育成支 援課
中山間地域等医療提供体制確保対策事業 【事業区分③⇒①⇒③へ】	H27 再基				50,000	医師確保·育成支 援課
産科医·新生児医療担当医等確保支援事業	旧国	産科医等確保支援事業費補助金	産料・産婦人科医師が減少する現状に鑑み、地域でお産を支える産科医等に対し分娩手当等を支給することにより、処遇改善を通じて、急激に減 少している産科医療機関及び産科医等の確保を図る。	32,569	32,569	健康対策課 (周産期・母子保 健推進室)
	旧国	新生児医療担当医確保事業費補助金	医療機関におけるNiCUにおいて、新生児医療に従事する医師に対して、新生児担当手当等を支給することにより、過酷な勤務状況にある新生児 医療担当医の処遇改善を図る。	1,100	1,100	健康対策課 (周産期・母子保 健推進室)
救急医養成事業	H27 災害・教急医療人材育成事業 (災害・教急医療・消産開放寄附金)			20,000	20,000)医療政策課 (救護計画担当)
精神科医養成事業	科医養成事業 H27 再基 地域精神医療支援プロジェクト実施寄附金 県内		本事業は、高知大学医学部に、地域医療の中での即うつ状態や希死を誰の早期発見・予防介入、認知行動療法によるPTSD治療、中山間地域のうつ病や自殺対策ネットワークの構築、大規模収棄におけるPTSD完成の新たな予防法や治療法、災害時の精神科教急医療体制等の護療を開設し、実別における精神科技療の実情や課題、運要性等について教育を行い、精神科医療に従事する医欲を持った医師を養成し、地域精神医療を担つ精神科医療の健保・育成に資することを目的としている。	23,000	23,000	障害保健福祉課 D (精神保健福祉担 当)
発達障害専門医師育成事業	門医師育成事業 H27 新規 免這障害専門医養成研修事業		本事業は、発達障害に関する専門医師・医療従事者等の育成を推進する観点から、国内外の専門家を招聘しての研修会の実施、及び国内外への研修会への医師・医療従事者等の派遣などを行うことにより、発達障害に関する専門医師及び医療従事者等の確保・育成に資することを目的としてしる。	4,187	4,187	障害保健福祉課 (事業者担当)
輪番制小児救急勤務医支援事業	R枚急動務医支援事業 H27 再基 輪番制小児救急動務医支援事業		本事業は、小児教急医療体制の維持を図ることを目的に、小児科病院群輪番制病院が行う救急勤務医医師に対する手当の支給の支援を行うこと により、医療従事者の確保・養成に資することを目的としている。	4,260	4,260	医療政策課 (救急·災害医療 担当)
小児救急トリアージ担当看護師設置支援事業	事業 H27 再基 小児救急トリアージ担当看護師設置支援事業		本事業は、小児救急医療体制の確保と充実を図ることを目的として、小児救急患者のトリアージを担当する看護師を設置する医療機関に対し、看護 師設置に必要な費用の支援を行うことにより、医療従事者の確保・養成に資することを目的としている。	3,392	3,392	医療政策課 (救急·災害医療 担当)
女性医師等就労環境改善事業	旧国	助務環境整備事業委託料 (女性医師復職支援事業費) 出産・育児及び離職後の再就業に不安を抱える女性医師のための相談窓口を設置し復職を支援するとともに、病後児保育を 支援を行い、女性医師の就業環境を整備する。		975	975	医红体织 被击士
新人看護職員研修事業	旧国	①新人看護職員研修推進事業 ②多施設合同研修会運要委託料 ③新人助建局同研修会運営委託料 ④歌齊担当者研修企運営委託料 ⑤荣矩指導者研修企運営委託料	看護の質の向上や安全な医療の確保、早期離職防止の観点から、新人看護職員に対する臨床研修実施のための経費に対する支援を行う。	16,268	16,268	医療政策課(看護担当)
看護職員資質向上推進事業	旧国	①看護教員継続研修会運営委託料 ②実習指導者講習会運営委託料 ③退院支援構築のための人材育成研修運営委託料	看護職員を対象とした資質向上を図るための研修等を開催するための経費に対して支援を行うとともに、院内助産所等開設促進及び助産師外来で 助務する助産師の資質向上を目的とした研修会を実施する。	5,210	5,210	医療政策課 (看護担当)
看護職員確保対策特別事業	旧国	① 看護の心 善及等・ナースセンター強化事業 ② 看護学生等進学欽照支援事業 ③ 高知県の希護を考える検討委員会事業 ④ 看護管理者等研修会	地域の実情に応じた看護職員の離職防止対策をはじめとした総合的な看護職員確保対策の展開を図る。	10,068	10,068	医療政策課(看護担当)
看護師等養成所運営等事業	旧国	看護師等養成所運営費補助金	看護学生の学習環境の質を保ち、学校運営を継続していくために、看護師等養成所の運営に必要な人件費、教材費、実習施設謝金等経費に対し 補助を行い、適切な学校運営の支援を図る。	124,122	124,122	2 医療政策課(看護担当)
看護師等養成所施設整備事業	旧国	看護師等養成所施設整備事業	WATER AND A PARTY	92,344	(医療政策課 (看護担当)
看護師等養成所初度設備整備事業	旧国	看護師等養成所初度設備整備事業	- 看護学校の設立支援。 - 本業中止	6,667	(医療政策課 (看護担当)
看護職員の就労環境改善事業	旧国	看護職員確保対策事業委託料 (就労環境改善のための体制整備事業)	看護業務の効率化や職場風土の改善、勤務環境の改善に向けた取組を促進するためにアドパイザーに介入してもらい施設の課題を抽出し看護師確 保のための改善に取り組む。	626	626	医療政策課 (看護担当)
薬剤師確保対策事業	H27 新規	薬剤師確保対策事業費補助金	本事業は、県内の病院や薬局などにおける薬剤師の確保を推進する観点から、県内の薬剤師求人情報の発信を行う事業として、薬剤師求人情報 を一元化したホームページの充業や周知にかかる経費や、薬学生等を対象とした就職説明会での県内就職を呼び掛けるための経費等を支援するこ とにより、医療促事者を確保することを目的としている。	796	796	医事薬務課 (薬事指導担当)
医療勤務環境改善支援センター設置事業	旧国	勤務環境整備事業委託料 (医療勤務環境改善支援センター設置事業)	医師・看護師等の医療従事者の離職防止・定着促進を図ることを目指し、勤務環境改善に取り組む各医療機関に対して総合的・専門的な支援を行う。	3,500	3,500	医師確保·育成支援課
院内保育所運営事業	旧国	院内保育所運営支援事業費補助金	医療従事者の離職防止、再就職の促進及び病児等保育の実施を図るため、医療機関が実施する院内保育所の連営に対し補助をする。	98,243	98,243	医療政策課 (看護担当)
小児救急医療体制整備事業	旧国	小児救急医療支援事業	休日夜間における小児教急患者の二次教急医療の確保のため、中央保健医療圏内の小児科を有する公的5病院が、二次輪番体制で小児の重症 教急患者に対応する。	12,134	12,134	医療政策課 (救急·災害医療 担当)
小児救急電話相談事業	旧国	小児救急電話相談事業委託料	夜間に保護者からの小児医療に関する電話相談を看護師が受け、適切な助言や指導を行うことで、保護者の不安を軽減するとともに、医療機関への適切な受診を推進する。	9,147	9,147	医療政策課
		·	小 計	790,353	691,342	
		平成30年	皮基金計画事業合計	1,033,222	934,211 (236,241) 計 1,170,452	

追加報告

高知県東部地域医療確保対策協議会等 における検討状況について

第1回 高知県東部地域医療確保対策協議会

平成 30 年 6 月 21 日 (木) 18:30~ 安芸総合庁舎 2 階大会議室

- 1 開会
- 2 挨拶
- 3 議事
- (1) 設置要綱について
- (2) 東部地域の現状及び課題について
- (3) その他
- 4 閉会

高知県東部地域医療確保対策協議会 委員名簿

平成30年6月21日

	氏 名	所 属	備考
1	小松 幹侍	室戸市長	
2	横山 幾夫	安芸市長	
3	松延 宏幸	東洋町長	
4	齊藤 一孝	奈半利町長	
5	常石 博髙	田野町長	
6	黒岩 之浩	安田町長	
7	上村 誠	北川村長	
8	山﨑 出	馬路村長	
9	溝渕 孝	芸西村長	
10	臼井 隆	安芸郡医師会長	
11	宮井 千惠	公益社団法人 高知県看護協会会長	
12	前田 博教	高知県立あき総合病院長	
13	鎌倉昭浩	高知県健康政策部長	
14	福永 一郎	高知県安芸福祉保健所長	
15	中岡 由佳	高知県安芸福祉保健所 地域包括ケア推進企画監	
16	鍵山 匡彦	高知県安芸地域産業振興監	

高知県東部地域医療確保対策協議会設置要綱

(目的)

第1条 高知県東部地域における医療提供体制等についての現状と課題を関係者間で認識のうえ、充実に向けた今後の方向性や対策などについて協議を行うことを目的として、高知県東部地域医療確保対策協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

- 第2条 この協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議する。
 - (1) 県東部地域の医療・看護体制等の充実について
 - (2) 前号に係る地域振興策について
 - (3)前2号に掲げるもののほか、県東部地域における医療提供体制の充実を図るための施策について

(委員構成)

- 第3条 協議会の委員は、別紙の委員で構成する。
- 2 この協議会に会長1名及び副会長2名を置き、会長は高知県健康政策部長を充て、 副会長は委員の互選とする。

(運営)

- 第4条 協議会は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。
- 2 会長は、必要に応じて関係者の出席を要請することができる。
- 3 協議会の事務局は、高知県健康政策部医療政策課に置く。

(設置期間)

第5条 設置期間は、原則2年間とするが、会長が期間の延長を必要と判断する場合は、 これを妨げない。

(部会)

- 第6条 協議会に医療体制検討部会、医療人材確保部会、地域振興検討部会を置く。
- 2 部会は協議会の下部組織として、具体的な実務を担当する。
- 3 部会の委員は、会長が指名する。
- 4 部会に部会長を置き、部会長は会長が指名する。
- 5 その他部会に関し必要な事項は、協議会に関する規定を準用する。

(その他)

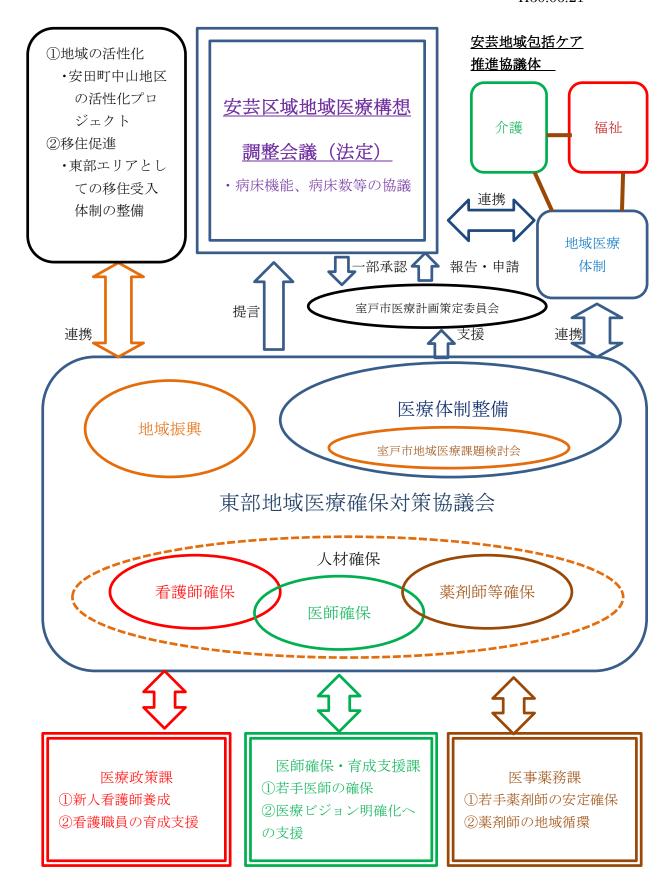
第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営その他必要な事項は、会長が委員 に諮り、これを定める。

附則

この要綱は平成30年6月21日から施行する。

東部地域医療確保対策協議会と既存会議との相関図

H30.06.21



東部地域における公立東部看護専門学校を基幹とする多機能支援施設の取組 (地域包括ケアシステムの構築を後押し) H30.09.14



- (1)公立東部看護専門学校(東部地域における看護師の育成等)
- ②訪問看護師の育成、スキルアップ研修 (東部地域での育成・研修の場として設置)
- ④訪問介護等を担う介護人材の育成 (初任者研修等)

③看護師の(再)就職支援、スキルアップ 研修等 (潜在看護師の発掘や復職支援、 進路相談及び研修の実施等)

⑤在宅歯科診療の連携拠点 (訪問アセスメント、調整等)